

令和3年度二戸地区広域行政事務組合介護支援専門員資格取得等助成事業

□ 趣旨

二戸地区広域行政事務組合構成市町村（二戸市、一戸町、軽米町、九戸村）内の介護サービス事業所における介護支援専門員の確保及び職場への定着を促進し、安定的な介護サービス等の提供体制の確保及び質の向上を図るため、介護支援専門員の資格取得等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

□ 内容

事業区分	補助対象者	交付額	補助対象経費
介護支援専門員実務研修受講試験受験助成事業	令和3年度の介護支援専門員実務研修受講試験を受験した方（事業者が費用を負担した場合は、当該事業者。以下同じ。）で次の要件のいずれかを満たす方 1 構成市町村内の介護サービス事業所で就労している方 2 構成市町村内に住民登録をしていて、構成市町村内の介護サービス事業所での就労を希望している方	補助対象経費の全額（複数回の交付可能） （千円未満の端数は切捨て。以下同じ。）	・介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料
介護支援専門員資格取得・就労助成事業	令和3年度の介護支援専門員実務研修受講試験に合格した方で次の要件を満たす方 1 介護支援専門員実務研修を修了し県知事の登録を受け、介護支援専門員証を交付された方 2 介護支援専門員証の交付を受けた後、構成市町村内事業所で介護支援専門員として就労した方又は就労予定の方	補助対象経費の全額	・介護支援専門員実務研修受講料 ・介護支援専門員実務研修テキスト代 ・介護支援専門員証交付申請手数料
介護支援専門員再研修受講・就労助成事業	介護支援専門員として登録されている方で次の要件を満たす方 1 令和3年度において介護支援専門員証の交付を受けるための再研修を修了し、介護支援専門員証を交付された方 2 介護支援専門員証の交付を受けた後、構成市町村内事業所で介護支援専門員として就労した方又は就労予定の方	同上	・介護支援専門員再研修受講料 ・介護支援専門員実務研修テキスト代 ・介護支援専門員証交付申請手数料

□ 備考

- ・ 国、地方公共団体又は公益団体等からこの助成事業と同様の補助金等を受けている方は、この助成事業による補助金の交付を受けることはできません。
- ・ この助成事業での「就労」については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣による就労を除きます。

□ 申請・問合せ先

二戸地区広域行政事務組合介護保険推進室

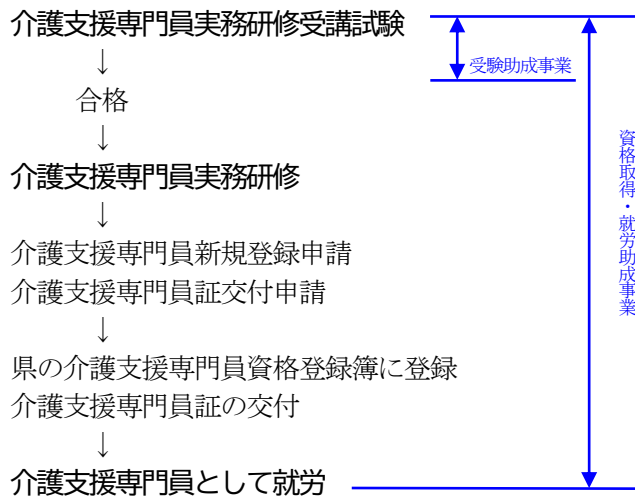
〒028-6102 二戸市下斗米字細越20番地1

電話0195-23-7772 FAX0195-23-7984 E-mail:kaigo@cassiopeia.or.jp

二戸広域ホームページ <http://www.cassiopeia.or.jp/>

【介護支援専門員実務研修受講試験受験助成事業（受験助成事業）】

【介護支援専門員資格取得・就労助成事業（資格取得・就労助成事業）】



【受験助成事業】

▶**補助金の交付申請** 補助金交付申請書（様式第1号）、補助金計算書（様式第2号）、補助金計算明細書（様式第2号別紙。事業者が申請する場合）を二戸広域に提出（受講試験の日から30日以内。金額は千円未満切捨て）

添付書類 受験手数料の領収書の写し、住民票の写し（二戸広域構成市町村以外の市町村に住民登録をしている方）

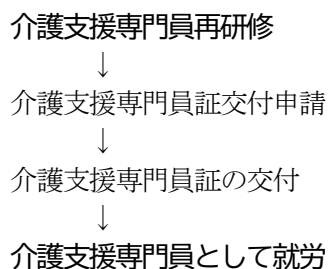
▶**補助金の請求** 補助金請求書（様式第5号）、補助金精算書（様式第2号）、補助金精算明細書（様式第2号別紙。事業者が申請する場合）、就労（見込）証明書（様式第3号）を二戸広域に提出（補助金交付決定の日から30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日。金額は千円未満切捨て）

【資格取得・就労助成事業】

▶**補助金の交付申請** 補助金交付申請書（様式第1号）、補助金計算書（様式第2号）、補助金計算明細書（様式第2号別紙。事業者が申請する場合）を二戸広域に提出（介護支援専門員証の交付を受けた日から30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日。金額は千円未満切捨て） 添付書類 受験手数料等の領収書の写し、住民票の写し（二戸広域構成市町村以外の市町村に住民登録をしている方）

▶**補助金の請求** 補助金請求書（様式第5号）、補助金精算書（様式第2号）、補助金精算明細書（様式第2号別紙。事業者が申請する場合）、就労（見込）証明書（様式第3号）を二戸広域に提出（令和4年3月31日。金額は千円未満切捨て）

【介護支援専門員再研修受講・就労助成事業（再研修・就労助成事業）】



▶**補助金の交付申請** 補助金交付申請書（様式第1号）、補助金計算書（様式第2号）、補助金計算明細書（様式第2号別紙。事業者が申請する場合）を二戸広域に提出（介護支援専門員証を交付された日から30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日。金額は千円未満切捨て）

添付書類 受講料等の領収書、住民票の写し（二戸広域構成市町村以外の市町村に住民登録をしている方）

▶**補助金の請求** 補助金請求書（様式第5号）、補助金精算書（様式第2号）、補助金精算明細書（様式第2号別紙。事業者が申請する場合）、就労（見込）証明書（様式第3号）を二戸広域に提出（令和4年3月31日。金額は千円未満切捨て）

添付書類 介護支援専門員証の写し、研修を修了したことを証明する書類の写し

申請・問合せ先 二戸地区広域行政事務組合介護保険推進室 〒028-6102 二戸市下斗米字細越 20 番地 1
電話 0195-23-7772 FAX0195-23-7984 E-mail:kaigo@cassiopeia.or.jp
二戸広域ホームページ <http://www.cassiopeia.or.jp/>